

低入札価格調査制度について

当局では、京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領第 2 条により、政府調達に関する協定の適用を受ける工事請負契約の一般競争入札等について、低入札価格調査制度を適用しています。

低入札価格調査資料の提出を求めることとなった案件（以下「当該案件」という。）において調査基準価格を下回る価格で入札した事業者は、下記に掲げる調査関係資料（以下「資料」という。）又は調査辞退届を、開札日の翌日から起算して 2 開庁日目の午後 3 時までに契約会計課へ提出してください。

上記資料又は調査辞退届を期限内に提出されない場合は、理由の如何を問わず当該入札を無効とし、当該事業者には京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱により参加停止の措置を行います。

また、当該案件において、調査基準価格以上の価格で入札した事業者（予定価格を超過した事業者を含む）についても入札辞退を認めることとします。この場合は、入札辞退届を開札日の翌日から起算して 2 開庁日目の午後 3 時までに契約会計課に提出してください。

調査は、資料の審査を経て、入札の責任者（代表者や工事責任者等）から事情聴取を行うことにより、契約相手としての適格性を判断することになりますが、不適格とみなす事例等を下記に掲げておきますので、参考にしてください。

- なお、資料の提出に当たっては、次の事項にご留意ください。
- 低入札価格調査制度において提出された資料は、提出期限後の差替え及び再提出を認めません（ただし、調査の内容により当局が必要と認め入札の責任者に指示する場合はこの限りでない。）ので、十分に精査のうえ提出してください。
 - 外注先等の見積りが極端に安価である場合など、調査の必要上、当局から外注先等へ直接問い合わせることがありますので、あらかじめご承知おきください。

提出すべき調査関係資料
1 基準価格を下回る価格で応札した理由を記載した書類 [必須]
2 積算内訳書（入札時に提出したものより詳細なもの） [必須]
3 過去に施工した公共工事の契約書，施工体制台帳，請負代金内訳書 [必須]
4 当該工事の工程表 [必須]
5 手持ち工事の状況を記載した書類（手持ち工事を有している場合には当該工事も含めた全体の工程表も必要） [必須]
6 当該工事の施工体系図（材料購入先等を除いた外注先は全て記載すること。予定している二次下請け以下も含む。） [必須]

- 7 外注先，材料等購入先，検査機関等からの見積書，請書等（単価，数量，規格等の内訳が記載されたもの）[必須]
- 8 安全対策の内容（必要機材，数量，現場における配置図，見積書，挙証資料）等を記載した書類（警備員を除く。）[必須]
- 9 配置予定技術者及び追加で配置する予定の補助技術者の資格を証する書面（監理技術者の場合は資格者証及び講習修了証，国家資格を有する主任技術者の場合はその者の技術者資格を証する書面。）[必須]
- 10 過去2年間の決算関係書類（法人の場合は「決算書」及び「貸借対照表」の写し，個人の場合は「確定申告書（収支内訳書を含む。）」の写し）[必須]
- 11 工事等に必要の許可や資格等を証する書面（外注する場合は外注先のもの）[必須]
- 12 自社施工する場合の労働者確保状況（名簿，雇用関係を確認できる健康保険証等，複数の工事を並行して施工することになる場合には，労働者の配置計画），手持ち資材及び手持ち建機等の状況を詳細に記載した書類（写真，車検証等の所属等を証する資料を添付のこと。また，リース調達する場合にはリース会社等の見積書が必要）[該当する場合]
- 13 イメージアップ経費が計上されている工事においては，実施する選択項目を明記し，内訳及び見積書等の挙証資料を添付すること。[該当する場合]

※ 共同企業体による入札の場合は，3，5，9，10については各構成員毎に作成したものを共同企業体として取りまとめ提出すること。ただし，乙型（分担施工型）による場合は，2，8，11，12，13についても各構成員が作成し，共同企業体で取りまとめるものとする。

不適格事例

- 1 必要な提出書類が欠落しているとき
- 2 提出書類に不備があるとき
計算間違い，見積書等の印鑑漏れや日付の不整合，見積書の不適正な修正，重要事項の欠落
- 3 書類の不整合
入札額と積算内訳書（合計額）の不一致，配置予定技術者の差し替え，外注先等の見積額が積算内訳書の該当金額を上回っている場合，総合評価方式の入札における技術提案内容が積算内訳書等に反映されていない場合，共通仮設費，現場管理費等の計上が適切でない場合など
- 4 工事内容を正しく把握していないとき
指定外の工法，規格又は材料等を採用している場合や数量等を誤っている場合など。
- 5 工事全体の施工体制の裏付けを確認できないとき
外注先の見積書の欠落又は自社で施工するとしても必要な資機材や労働者等を示せていない等，全ての工事内容についての施工体制の裏付けを確認できないとき
- 6 法令遵守の上で疑義があるとき
建設副産物の処分等
- 7 その他
適正な工事内容の履行と品質の確保，安全管理の徹底又は下請泣かせの防止等の観点において疑義が生じる場合など。

低入札価格調査制度における特別措置について

低入札価格調査を経て落札者となり、契約する場合については、下記の特別措置を適用します。

- 1 契約保証金の額を請負代金の1割以上から3割以上に変更する。
- 2 前金払の限度額を各会計年度の出来高予定額の4割から2割に変更する。
- 3 中間前払金を支払い対象外とする。
- 4 配置する監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」）とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者1名を専任で配置すること（共同企業体の場合、構成員ごとに補助技術者（主任技術者にあつては国家資格を有する者）を配置するものとする。）。
※ 配置予定技術者を複数申請している場合、低入札価格調査資料を提出する際に、その中の1名を補助技術者として提出しても差し支えない。
- 5 契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、当局が実施する同一種目の入札に参加できない（受注形態別については下記事例参照）。

○低入札価格調査を経て契約した場合に参加できない入札

受注形態	参加できない入札
単独	・ 単独（同一種目） ・ 甲型共同企業体（同一種目） ・ 乙型共同企業体（同一種目を分担する構成員となる場合）
甲型共同企業体	・ 単独（同一種目） ・ 甲型共同企業体（同一種目） ・ 乙型共同企業体（同一種目を分担する構成員となる場合）
乙型共同企業体	・ 単独（乙型で分担したものと同一種目） ・ 甲型共同企業体（乙型で分担したものと同一種目） ・ 乙型共同企業体（先の乙型で分担したものと同一種目を分担する構成員となる場合）